

科目分類	専門科目	対象学年	2・3・4
授業科目	憲法Ⅱ	学期	前期授業
担当教員	岡本 寛	選択／必修	選択必修
科目コード	H035160	授業形態	講義
		単位数	2

授業の概要

憲法学は「権利の保障」と「権力の分立」を二本柱として体系化されてきた。本講義は後者の「権力の分立（統治機構）」と称される分野を主たる対象とする。この分野は政治領域と法領域の交錯が主題となることが多く、「政治権力の統制」という近代憲法の最重要任務の持つ重みと醍醐味を味わえるはずである。なお、履修にあたっては憲法Ⅰを履修済みであることが望ましい。

【到達目標】

憲法によって権力を分立させるといふ考えの下で、統治機構がどのように運用されるべきなのかを理解できるようになる。

授業の内容

【第1回】憲法、統治の原理概説
【第2-4回】国家、政治部門の統治構造
【第5-9回】議院内閣制、国会、選挙制度、政党
【第10-11回】軍事・外交作用
【第12回】憲法の規範性と国法秩序、憲法改正
【第13-14回】裁判所、違憲審査制
【第15回】地方自治

テキスト

教科書、六法は必ず購入して予習・復習に利用すること。
【教科書】
毛利透『グラフィック憲法入門〔補訂版〕』（新世社、2016年）
【六法】『ポケット六法平成29年版』（有斐閣、2016年）
※最新年版六法であれば他の六法でも可。なお、学期末試験には書き込み無しの六法（判例付六法は不可）のみの持込を許可する予定である。
その他、レジュメ・資料を適宜配布する。

参考文献

絶版であるが次の名著をあげておく。樋口陽一『憲法Ⅰ（現代法律学全集2）』（青林書院、1998年）

評価方法

学期末試験（100点満点）によって評価する。なお、統治機構論に関心をもった篤学の受講者におかれては、統治機構上の論点を課題としたレポートを作成することをおすすめする（作成は任意）。この場合、学期末試験の評点に、最大で25点のレポート点を加算する予定である。詳細は初回の授業で指示する。

その他

※1
※2

科目分類	専門科目 法律	対象学年	2・3・4
授業科目	行政法Ⅰ	学期	前期授業
担当教員	岩本 浩史	選択／必修	選択
科目コード	H035030	授業形態	講義
		単位数	2

授業の概要

行政法は、憲法を頂点とした法体系において、民事法、刑事法と並ぶ基幹3科目の一つとされる。また、現行法令の大多数は行政法と位置づけうるものである。公務員志望者にとっては、行政法の執行・適用が公務員の日々の業務の大半を占めるであろうから、行政法学の基本的素養を身につけることは必須であろうが、それ以外の者にとっても、主権者として違法な行政活動を監視・統制することが重要であることから、やはり行政法を学ぶ意義があらう。

行政法学の扱う対象領域はきわめて広範であり、それは警察法、財政法といった古典的なものから、環境法、社会保障法、情報法といった現代的な主題にまで及ぶ。これらは、行政法各論が扱う法領域であるが、これらすべてに共通する、あるいは基礎となるものが行政法総論であり、行政法ⅠおよびⅡはこの行政法総論を扱う。

本講義は、行政法総論のうち、法治主義等行政法の基本原理とされるものと、行政手続制度及び情報公開制度を対象とする。

【到達目標】

- ・行政法の基礎的な概念・理論・法制度を自己の言葉で説明できる。
- ・行政法に関する基本的な問題について論理的に思考・表現することができる。

授業の内容

第1週 インTRODクシヨン
行政法とは何か、それはどのような形をとるのか(法源論)等、導入的解説を行う。
第2週 行政組織、行政機関——行政活動の主体(1)
行政体、行政機関、公務員の関係を説明した後、行政機関を権限の内容に即して分類する。
第3週 行政組織、行政機関——行政活動の主体(2)
上級行政機関が下級行政機関を指揮監督するための手段について説明する。
第4週 行政組織、行政機関——行政活動の主体(3)
権限の委任、権限の代理、専決・代決について説明する。
第5週 法治主義・信頼保護(1)
法治主義・法律による行政の原理の内容や意義を説明した後、法律の留保の原則について学説状況を概観する。
第6週 法治主義・信頼保護(2)
引き続き法律の留保の原則に関する学説状況を概観した後、法律の留保の原則における「法律」の意義、具体的事例における法律の根拠の要否について説明する。
第7週 法治主義・信頼保護(3)
信頼保護の原則について、裁判例を中心に説明する。
第8週 行政裁量(1)
行政裁量の概念、種類、存在理由について解説する。
第9週 行政裁量(2)
行政裁量と司法審査の関係について、裁判例を中心に説明する。
第10週 行政裁量(3)
裁量基準の概念及び司法審査との関係について説明する。
第11週 行政手続(1)
行政手続の概念と機能を説明した後、行政手続法の基本構造及び総則規定を解説する。
第12週 行政手続(2)
行政手続法の定める行政処分手続のうち、申請処分手続について説明する。
第13週 行政手続(3)
行政手続法の定める行政処分手続のうち、不利益処分手続について説明する。手続の違法の効果につ

いても解説する。
 第14週 情報公開(1)
 情報公開制度の理念及び特色を説明した後、情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)の基本構造を概説する。
 第15週 情報公開(2)
 情報公開法の定める不開示情報や情報公開制度における救済手段等について説明する。

* 授業の進度については、シラバスと異なる場合がある。

テキスト 芝池義一(著)『行政法読本(第4版)』(有斐閣、2016年)、芝池義一(編)『判例行政法入門(第5版)』(有斐閣、2010年)を教材として用いる。その他、講義プリントを配布する。なお、六法全書(2017年度版)を携行すること。

参考文献 少し高度な本であるが、参考文献として、芝池義一(著)『行政法総論講義(第4版補訂版)』(有斐閣、2006年)を挙げておく。

評価方法 学期末試験(100%)によって成績評価を行う。

その他 ※1
 ※2

科目分類	専門科目	対象学年	2・3・4
授業科目	行政法Ⅱ	学期	後期授業
担当教員	岩本 浩史	選択／必修	選択必修
科目コード	H035040	授業形態	講義
		単位数	2

授業の概要 行政体(国や地方自治体)は様々な行政領域において、多種多様な活動を行っている。しかし、たとえば、自動車の運転免許の発付と原子炉設置許可は、共に「行政行為」という活動と位置づけられる。このように、行政領域ごとの特殊性を捨象し、共通点に着目して、それぞれの活動の法的特色を明らかにするのが、本講義の扱う、行政法総論における行政活動論である。

なお、行政法Ⅰを既に受講していることが望ましい。

【到達目標】

- ・行政法の基礎的な概念・理論・法制度を自己の言葉で説明できる。
- ・行政法に関する基本的な問題について論理的に思考・表現することができる。

授業の内容 第1週 インTRODクシヨン
 行政活動を、様々な見地から分類する。
 第2週 行政による規範定立(1)
 行政機関が定める規範について、法規命令と行政規則の分類基準を説明した後、法規命令の合憲性や種別について解説する。
 第3週 行政による規範定立(2)
 法規命令に対する議会の実質的コントロールについて説明した後、行政規則の法的性質を解説する。
 第4週 行政行為(1)
 行政行為の概念及び類型について説明する。
 第5週 行政行為(2)
 行政行為の公定力の概念と根拠を説明する。
 第6週 行政行為(3)
 行政行為の公定力の限界を説明した後、不可争力、執行力、不可変更力について解説する。
 第7週 行政行為(4)
 瑕疵ある行政行為の類型と効力否定手段を概観した後、行政行為の無効の判断基準について説明する。
 第8週 行政行為(5)
 行政行為の職権取消の概念、特色、許容性、効果について説明する。
 第9週 行政行為(6)
 行政行為の撤回の概念、特色、許容性、効果について説明する。
 第10週 行政上の強制執行(1)
 行政上の強制執行の概念と種別を説明した後、行政上の代執行の要件、手続、効果等につき解説する。
 第11週 行政上の強制執行(2)
 執行罰、行政上の直接強制、行政上の強制徴収について説明した後、行政上の義務の司法的強制の可否について解説する。
 第12週 行政上の即時強制
 行政上の即時強制の概念、種別、具体例、行政上の強制執行との関係等について説明する。
 第13週 行政上の制裁
 行政上の制裁の種別を概観した後、重要な法的論点に絞って解説する。
 第14週 行政指導(1)
 行政指導の概念及び種類について説明した後、法律の根拠の要否に関する学説状況について解説する。
 第15週 行政指導(2)
 行政手続法による法的規制を説明した後、いわゆる要綱行政の意義と限界について解説する。

	* 授業の進度については、シラバスと異なる場合がある。
テキスト	芝池義一(著)『行政法読本(第4版)』(有斐閣、2016年)、芝池義一(編)『判例行政法入門(第5版)』(有斐閣、2010年)を教材として用いる。その他、講義プリントを配布する。なお、六法全書(2017年度版)を携帯すること。
参考文献	少し高度な本であるが、参考文献として、芝池義一(著)『行政法総論講義(第4版補訂版)』(有斐閣、2006年)を挙げておく。
評価方法	学期末試験(100%)によって成績評価を行う。
その他	※1 ※2

科目分類	専門科目 法律	対象学年	2・3・4
授業科目	労働法	学期	前期授業
担当教員	非常勤講師 大橋 将	選択/必修	選択
科目コード	H035070	授業形態	講義
		単位数	2

授業の概要

労働法は、卒業後ほぼ例外なく就職して働くことになる学生諸君にとって、一番身近な法律である。世間では、労働組合運動は沈静化しているが、経済環境の大幅な変動に伴って、労働をめぐる環境は変化が激しく、労働関係法制も毎年のように改正され、一番ホットな法分野ともいえる。本講では、労働とは何か、労働者と企業の関わり方、労働関係を規律する法について、判例法理を学ぶとともに、新しい法制度の動きについても随時紹介する。また、各種公務員試験にも労働法は出題されるので、その点も意識しながら授業を進める。学生の理解度によって、講義の順序を変更することがある。

【到達目標】
労働法の基礎を身につけ、卒業後その知識を自己の判断を交えて活用することができ、労働の大切さとルールを身につける。

授業の内容

第1回 「労働法の基本構造」近江網系争議の記録(付・労働局からの説明)
第2回 「憲法と労働法」
第3回 「労働法の課題・労働法上の労働者と紛争解決の方法」(第1・2・3章)
第4回 「労働契約の成立と労働契約上の権利義務」(第4・5章)
第5回 「就業規則と労働契約の変更」(第6・7章)
第6回 「労働契約の展開」(第8・9・10章)
第7回 「労働契約の終了」(第11・12章)
第8回 「非正規雇用」(第13・14章)
第9回 「雇用平等と労働者の人権」(第15・16・20章)
第10回 「賃金・労働時間の原則」(第17・18章)
第11回 「弾力的労働時間制度・休憩・休日・年次有給休暇」(第18・19章)
第12回 「安全衛生・労災補償」(第21章)
第13回 「労働組合・団体交渉」(第22・23章)
第14回 「労働協約・団体行動」(第24・25章)
第15回 「不当労働行為と労使紛争の解決」(第26章)
第16回 テスト

テキスト

『判例労働法入門(第5版)』(2017年・有斐閣)、法令集(ポケット六法またはデイリー六法、法学六法は不可)
教科書・法令集は授業に必携とする。
必要に応じて資料・レジュメを配付する。

参考文献

『労働判例百選(第9版)』(有斐閣)

評価方法

原則として期末試験。日常点を加味する場合もある。

その他

授業開始10分以降の入室を禁止し、途中退席は認めない。携帯電話・スマホの類いを机の上に出すことを禁止する。
※1
※2

科目分類	専門科目 法律	対象学年	3・4
授業科目	国際法	学期	前期集中
担当教員	非常勤講師 李禎之	選択／必修	選択
科目コード	H035080 授業形態	単位数	2

授業の概要 「Globalization」とも呼ばれる相互依存関係の進展により、現代の国際関係は益々その複雑さを増している。このような状況においては、「事実」を的確に捉えた上で筋道を立てて考えることが問題解決の出発点となる。こうした能力を高める一手段として、本講義は、国際法の基本的な知識を学び、国際問題を法的に捉えるものの見方を身につけることをその目的とする。具体的には、国際法の基本構造（国際社会の構成員、国際社会の空間秩序）を取り扱った後、平和および人権といった現代国際社会の重要問題について国際法が如何なる仕組みを持っているのかを考察する。

【到達目標】
国際法の基本や発想を理解した上で、それを用いて自ら国際問題を分析することができる。

授業の内容

I. 国際社会の構成員(第1回～第4回)
(1) 国家
① ・国家の成立
② ・基本的権利および義務
(2) 国家以外の主体
③ ・国際機構
④ ・私人

II. 国際社会の空間秩序(第5回～第8回)
(1) 領域
⑤ ・国家領域
⑥ ・日本の領土問題
(2) 海洋
⑦ ・海洋法秩序I: 領海、公海
⑧ ・海洋法秩序II: 大陸棚、深海底、EEZ

III. 国際公益の追求I: 平和(第9回～第12回)
⑨ (1) 武力行使禁止原則
⑩ (2) 集団安全保障
⑪ (3) 自衛権
⑫ (4) 平和維持活動

IV. 国際公益の追求II: 人権(第13回～第15回)
⑬ (1) 国際人権の萌芽
⑭ (2) 国際人権章典
⑮ (3) 国連による人権保障活動

テキスト 講義用レジュメにそって講義を実施するため、教科書指定はしない。
ただし、条約集(出版社は問わない)は各自で用意すること(新規購入する場合は、芹田健太郎編『コンバクト学習条約集[第2版]』(信山社)を推奨する)。

参考文献 浅田正彦編著『国際法[第3版]』(東信堂)。
判例集として、『判例国際法[第2版]』(東信堂)および『国際法判例百選[第2版]』(有斐閣)、『国際法基本判例50』(三省堂)。

評価方法 小テスト(60%)と期末試験(40%)による。

その他 普段から新聞等を見ることで、現実の国際問題に関心を持つようになしてください。
※1
※2

科目分類	専門科目	対象学年	2・3・4
授業科目	民法Ⅱ(物権)	学期	前期授業
担当教員	李 憲	選択/必修	選択必修
科目コード	H035110	授業形態	講義
		単位数	2

授業の概要	<p>本講義は、主に民法第2編に規定されている「物権」を扱うものである。物権とは、特定の物(動産、不動産)を直接且つ排他的に支配し、一定の利益を享受しうる権利である。本講義では、まず物権の基礎的な構造及び基本原則を学び、その後所有権、物権変動、抵当権を中心に講義を進める予定である。授業では、なるべく多くの具体的な事例・判例を挙げながら、その法的意味を考えていきたいと思う。</p> <p>【到達目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物権の性質、種類、効力を理解し、それを説明することができる。 ・物権法に関する基本概念や諸制度、各条文を理解し、それを説明することができる。 ・物権法に関する諸問題や裁判例について自ら検討し、考察することができる。
-------	---

授業の内容	<p>第1回 物権とは何か 第2回 物権の効力、所有権Ⅰ 第3回 所有権Ⅱ 第4回 所有権Ⅲ 第5回 物権変動Ⅰ—— 物権変動総論 第6回 物権変動Ⅱ—— 不動産の物権変動(1) 第7回 物権変動Ⅲ—— 不動産の物権変動(2) 第8回 物権変動Ⅳ—— 動産の物権変動 第9回 用益物権(地上権、永小作権、地役権、入会権) 第10回 占有(占有権) 第11回 担保物権総論、質権 第12回 抵当権Ⅰ 第13回 抵当権Ⅱ 第14回 抵当権Ⅲ 第15回 留置権、先取特権、非典型担保</p>
-------	--

テキスト	永田眞三郎・松岡恒雄・松岡久和・中田邦博・横山美夏 『物権(エッセンシャル民法2)』(有斐閣・2005年)
------	---

参考文献	初回授業時に指示する。
------	-------------

評価方法	<p>期末試験:80点 + 出席状況:20点</p> <p>(1)期末試験—— 問われるのは、リサーチ能力と論理的思考力</p> <p>① 学期末試験(六法(判例付き不可)のみ参照可)は、2問(1行問題と事例問題が各1問)中1問を選択して解答する形式で行う。設問の趣旨を正確に理解し、当該問題に関する学説や判例を踏まえた上で、自身の考えを展開して結論を導き出すことが評価のポイントになる。</p> <p>② 1行問題とは</p> <p>例題:物権法定主義について論じなさい。</p> <p>③ 事例問題とは</p>
------	---

例題:Aは自分の所有する甲不動産をBに譲渡する契約を結んだが、その後、同じ甲不動産をCに譲渡する契約を結んだ(二重譲渡)。この場合、BはCに対して所有権を対抗できるか。

(2)出席状況

① 受験資格—— 出席回数が総授業回数の3分の2(10回)に満たない場合、原則として成績評価の対象外となる。

② 出席点の採点法—— 20点満点。欠席は1回につき、3点減点される。

その他

※1 最新の六法(出版社は問わない)を毎回持参すること。
※2

科目分類	専門科目	対象学年	2・3・4
授業科目	民法Ⅲ(債権)	学期	前期授業
担当教員	李 憲	選択／必修	選択必修
科目コード	H035120	授業形態	講義
		単位数	2

授業の概要	<p>本講義は、主に民法第3編に規定されている「債権」を扱うものである。債権とは、特定の者に対して一定の行為(給付)を請求する権利であり、主に契約、事務管理、不当利得、不法行為から発生する。本講義では、まず債権の一般理論を学び、その後13の典型契約と不法行為を中心に講義を行う予定である。授業では、なるべく多くの具体的な事例・判例を挙げながら、その法的意味を考えていきたいと思う。</p> <p>【到達目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権の性質、発生原因、効力を理解し、それを説明することができる。 ・債権法に関する基本概念や諸制度、各条文を理解し、それを説明することができる。 ・債権法に関する諸問題や裁判例について自ら検討し、考察することができる。
-------	---

授業の内容	<p>第1回 債権とは何か 第2回 債権の目的(債権の種類) 第3回 債権の効力Ⅰ——当事者間の効力 第4回 債権の効力Ⅱ——対外的効力 第5回 多数当事者の債権・債務関係Ⅰ 第6回 多数当事者の債権・債務関係Ⅱ 第7回 債権の譲渡・債務の引き受け 第8回 債権の消滅Ⅰ 第9回 債権の消滅Ⅱ 第10回 契約法総論 第11回 典型契約Ⅰ——贈与、売買、交換 第12回 典型契約Ⅱ——消費貸借、使用貸借、質貸借 第13回 典型契約Ⅲ——雇用、請負、委任、寄託 第14回 不法行為Ⅰ——不法行為法総論、一般的不法行為 第15回 不法行為Ⅱ——特殊な不法行為</p>
-------	--

テキスト	永田眞三郎・松岡恒雄・松岡久和・横山美夏 『債権(エッセンシャル民法3)』(有斐閣・2010年)
------	--

参考文献	初回授業時に指示する。
------	-------------

評価方法	<p>期末試験:80点 + 出席状況:20点</p> <p>(1)期末試験——問われるのは、リサーチ能力と論理的思考力</p> <p>① 学期末試験(六法(判例付き不可)のみ参照可)は、2問(1行問題と事例問題が各1問)中1問を選択して解答する形式で行う。設問の趣旨を正確に理解し、当該問題に関する学説や判例を踏まえた上で、自身の考えを展開して結論を導き出すことが評価のポイントになる。</p> <p>② 1行問題とは</p> <p>例題:債務不履行の三つの類型について論じなさい。</p> <p>③ 事例問題とは</p>
------	---

例題:AはBに対して弁済期の到来した2000万円の債権を有しているが、Bの手元には800万円しかない。しかし、BはCに対して弁済期の到来した500万円の債権を有しているが、これを行使しない。この場合、Aはどのような請求をなし得るか。

(2)出席状況

- ① 受験資格——出席回数が総授業回数の3分の2(10回)に満たない場合、原則として成績評価の対象外となる。
- ② 出席点の採点法——20点満点。欠席は1回につき、3点減点される。

その他

※1 最新の六法(出版社は問わない)を毎回持参すること。
※2

科目分類	専門科目 法律	対象学年	3・4
授業科目	商法	学期	後期集中
担当教員	非常勤講師 王妹文	選択／必修	選択
科目コード	H035130 授業形態 講義	単位数	2

授業の概要

商法を勉強することは、企業に関するルールを勉強することです。企業とは、資本主義経済において、継続的・計画的に営利を実現する経済的単位であると定義できます。商法すなわち企業法の分野では、各種の企業法を取り巻く諸法規のうち、会社法が最も大きな比重を占めています。それは、変動の激しい経済社会における企業活動の担い手として、会社形態が中心となっているからです。従来、会社の法規定は、商法典の中に規定されていましたが、平成17年に会社法の規定は、商法典から独立しました。現代の企業活動を法的に理解するためには、その基本となる共同企業形態である会社の組織・取引の仕組みを勉強する必要があります。

【到達目標】

この講義では、商法とりわけ会社法の諸制度を正確に理解した上で、基礎的知識を自分の言葉で説明できることが目標となります。また、卒業後、企業に就職することを目指している学生たちには、ビジネス社会における法の支配の現状と課題を、正確に理解できることが目標です。

授業の内容

第1回 法秩序における商法の役割
法律の役割分担・商法の役割・企業における法規制の必要性・会社法の基礎理論

第2回 会社法制の現代化
企業の社会的責任・会社法における規制緩和・会社法における規制緩和を可能にする社会要因

第3回 株式会社の設立①
資本充実の原則・株式会社の機関

第4回 株式会社の設立②
日本における株式会社形態の問題点・株式会社の設立・株式会社設立の手続

第5回～第7回 株式会社の機関構成（監査役設置会社）
所有と経営の分離・監査役設置会社の機関システム・経営者支配の問題点と改善

第8回～第9回 株式会社の機関構成（指名委員会等設置会社）
指名委員会等設置会社の機関システム・指名委員会等設置会社の実務上の運用・日本型とアメリカ標準型機関システム

第10回 株式会社の新たな機関構成（監査等委員会設置会社）
監査等委員会設置会社の立法経緯・監査等委員会設置会社の機関システム

第11回 役員の義務と責任①
役員の義務と責任・忠実義務の意義・競業禁止義務の意義

第12回 役員の義務と責任②
経営責任・会社に対する損害賠償責任・株主代表訴訟・第三者に対する損害賠償責任

第13回 資金調達
資金調達の方法・迅速性に対する法的保障・多様性に対する法的保障・既存株主の利益の保護・新株発行無効の訴え/投下資本の回収・特別支配株主の株式等売渡請求権

第14回 企業買収
企業買収の目的と方法・友好的買収と敵対的買収・企業買収に対する防衛手段

第15回 企業再編
企業再編の意味と必要性・親子会社・純粹持株会社の機関構成

テキスト

特に指定しません。但し、法律の勉強には、六法が必須の文献です。講義資料としては、プリントを配布します。

参考文献

参考書として、神田秀樹『会社法』（第18版）（弘文堂）、辞典としては、法律学小辞典〔第4版補訂版〕（有斐閣）が有用です。

評価方法

出席状況（20点）、授業での取り組み（10点）、期末試験（70点）の100点満点で評価し、60点以上を合格とします。

その他

授業中に私語と携帯電話の使用を禁止します。
※1
※2